

幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例				改 正 条 例			
○幕別町道路占用料に関する条例				○幕別町道路占用料に関する条例			
(昭和52年 3 月25日 条例第18号)				(昭和52年 3 月25日 条例第18号)			
第 1 条～第 3 条 略				第 1 条～第 3 条 略			
(占用料の返還)				(占用料の返還)			
第 4 条 既納の占用料は、返還しない。				第 4 条 既納の占用料は、返還しない。 <u>ただし、法第71条第 2 項の規定により道路の占有の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占有の許可の日から当該占有の許可の取消しの日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は、返還する。</u>			
第 5 条～第 7 条 略				第 5 条～第 7 条 略			
別表 (第 2 条関係)				別表 (第 2 条関係)			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	料金			単位	料金
法第32条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき	310	法第32条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき	300
	第 2 種電柱	1 年	480		第 2 種電柱	1 年	470
	第 3 種電柱		650		第 3 種電柱		630
	第 1 種電話柱		280		第 1 種電話柱		270

現 行 条 例				改 正 条 例			
	第2種電話柱		450		第2種電話柱		440
	第3種電話柱		620		第3種電話柱		600
	その他の柱類	支線柱（線及び柱により電柱を支えるもの）	28		その他の柱類	支線柱（線及び柱により電柱を支えるもの）	27
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき		共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき
	地下に設ける電線その他の線類		1年		地下に設ける電線その他の線類		1年
	路上に設ける変圧器		1個につき1年		路上に設ける変圧器		1個につき1年
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年		地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年
	PHS無線基地局		168		工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局		162
	郵便差出箱及び信書便差出箱		240		郵便差出箱及び信書便差出箱		230
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年		広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年

現 行 条 例					改 正 条 例				
		<u>その他のもの</u>	<u>時刻表示板、 非常用救助袋 固定環及び電 気自動車のた めの充電機器</u>	<u>占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年</u>	<u>560</u>			<u>年</u>	
						<u>その他のもの</u>	<u>時刻表示板、 非常用救助袋 固定環及び電 気自動車のた めの充電機器</u>	<u>占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年</u>	<u>540</u>
<u>法第32条第 1 項第 2 号に掲 げる物件</u>	<u>外径0.07メートル未満のもの</u>	<u>長さ 1 メー トルにつき 1 年</u>	<u>12</u>		<u>法第32条第 1 項第 2 号に掲 げる物件</u>	<u>外径0.07メートル未満のもの</u>		<u>長さ 1 メー</u>	<u>11</u>
	<u>外径0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの</u>		<u>17</u>			<u>外径0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの</u>		<u>トルにつき</u>	<u>16</u>
	<u>外径0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの</u>		<u>25</u>			<u>外径0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの</u>		<u>1 年</u>	<u>24</u>
	<u>外径0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの</u>		<u>34</u>			<u>外径0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの</u>			<u>33</u>
	<u>外径0.2メートル以上0.3メートル 未満のもの</u>		<u>50</u>			<u>外径0.2メートル以上0.3メートル未 満のもの</u>			<u>49</u>
	<u>外径0.3メートル以上0.4メートル 未満のもの</u>		<u>67</u>			<u>外径0.3メートル以上0.4メートル未 満のもの</u>			<u>65</u>
	<u>外径0.4メートル以上0.7メートル 未満のもの</u>		<u>120</u>			<u>外径0.4メートル以上0.7メートル未 満のもの</u>			<u>110</u>
	<u>外径0.7メートル以上 1 メートル未 満のもの</u>		<u>170</u>			<u>外径0.7メートル以上 1 メートル未 満のもの</u>			<u>160</u>
	<u>外径 1 メートル以上のもの</u>		<u>340</u>			<u>外径 1 メートル以上のもの</u>			<u>330</u>
<u>法第32条第 1 項第 3 号に掲 げる施設</u>	<u>鉄道、軌道及び索道</u>	<u>占用面積 1 平方メート ルにつき 1</u>	<u>560</u>		<u>法第32条第 1 項第 3 号に掲</u>	<u>鉄道、軌道及び索道</u>		<u>占用面積 1 平方メート</u>	<u>540</u>

現 行 条 例				改 正 条 例					
法第32条第 1 項第 4 号に掲げる施設	アーケード		年	56	げる施設			ルにつき 1	
	日よけ、雨よけ及び雪よけ			560	法第32条第 1 項第 4 号に掲げる施設	アーケード 日よけ、雨よけ及び雪よけ		年	54 540
法第32条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの		Aに 0.004を 乗じて得た額	法第32条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの		Aに 0.005を 乗じて得た額
		階数が 2 のもの		Aに 0.007を 乗じて得た額			階数が 2 のもの		Aに 0.008を 乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		Aに 0.008を 乗じて得た額			階数が 3 以上のもの		Aに0.01 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			380		上空に設ける通路			340
	地下に設ける通路			230		地下に設ける通路			200
	その他のもの	地下駐車場、通路 (上空又は地下に設けるもの以外のもの) 及びベルトコンベア		560		その他のもの	地下駐車場、通路 (上空又は地下に設けるもの以外のもの) 及びベルトコンベア		540
法第32条第 1 項第 6 号に掲	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートル	8	法第32条第 1 項第 6 号に掲	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートル	7

現 行 条 例					改 正 条 例				
<u>げる施設</u>			<u>ルにつき 1</u> <u>日</u>		<u>げる施設</u>			<u>ルにつき 1</u> <u>日</u>	
	<u>その他のもの</u>		<u>占用面積 1</u> <u>平方メート</u> <u>ルにつき 1</u> <u>月</u>	<u>76</u>		<u>その他のもの</u>		<u>占用面積 1</u> <u>平方メート</u> <u>ルにつき 1</u> <u>月</u>	<u>67</u>
<u>道路法施行令</u> <u>(昭和27年政</u> <u>令第479号。</u> <u>以下「令」と</u> <u>いう。)</u> 第7 条第1号に掲 げる物件	看板で電柱類（電柱、電話柱、街 灯、消火栓標識柱）に添架する広 告物		<u>表示面積 1</u> <u>平方メート</u> <u>ルにつき 1</u> <u>年</u>	<u>532</u>	<u>道路法施行令</u> <u>(昭和27年政</u> <u>令第479号。</u> <u>以下「令」と</u> <u>いう。)</u> 第7 条第1号に掲 げる物件	看板で電柱類（電柱、電話柱、街 灯、消火栓標識柱）に添架する広告 物		<u>表示面積 1</u> <u>平方メート</u> <u>ルにつき 1</u> <u>年</u>	<u>469</u>
	看板（アーチ であるものを 除く。）	<u>一時的に設けるも</u> <u>の</u>	<u>表示面積 1</u> <u>平方メート</u> <u>ルにつき 1</u> <u>月</u>	<u>76</u>		看板（アーチ であるものを 除く。）	<u>一時的に設けるも</u> <u>の</u>	<u>表示面積 1</u> <u>平方メート</u> <u>ルにつき 1</u> <u>月</u>	<u>67</u>
		<u>その他のもの</u>	<u>表示面積 1</u> <u>平方メート</u> <u>ルにつき 1</u> <u>年</u>	<u>760</u>			<u>その他のもの</u>	<u>表示面積 1</u> <u>平方メート</u> <u>ルにつき 1</u> <u>年</u>	<u>670</u>
	標識	<u>バス停留所標識</u>	<u>1 本につき</u>	<u>225</u>		標識	<u>バス停留所標識</u>	<u>1 本につき</u>	<u>220</u>
		<u>商店・会社・商品</u> <u>名を表示せず理容</u> <u>所、クリーニング</u> <u>所等の業種を示す</u> <u>マーク及び工場、</u> <u>寮等への道程を示</u>	<u>1年</u>	<u>450</u>			<u>商店・会社・商品</u> <u>名を表示せず理容</u> <u>所、クリーニング</u> <u>所等の業種を示す</u> <u>マーク及び工場、</u> <u>寮等への道程を示</u>	<u>1年</u>	<u>440</u>

現 行 条 例					改 正 条 例				
			す案内標識				す案内標識		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	8		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	7
		その他のもの	1 本につき 1 月	76			その他のもの	1 本につき 1 月	67
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	8		幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	7
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	76			その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	67
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	760		アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	670
		その他のもの		380			その他のもの		340
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	560	令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	540
令第 7 条第 3 号に掲げる施設				A に 0.028 を 乗じて得 た額	令第 7 条第 3 号に掲げる施設				A に 0.034 を 乗じて得 た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートル	76	令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートル	67

現 行 条 例				改 正 条 例			
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		ルにつき1月	56	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		ルにつき1月	54
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.02を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.02を乗じて得た額			階数が2のもの	
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額			階数が3以上のもの	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.024を乗じて得た額

現 行 条 例				改 正 条 例				
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.017を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額		Aに0.024を乗じて得た額			
	令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて得た額		Aに0.017を乗じて得た額			
	令第7条第13号に掲げる施設		上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額		Aに0.024を乗じて得た額	
その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額				
				令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額	

現 行 条 例	改 正 条 例			
備考 1 ～ 6 略 <u>7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</u> 8 及び 9 略	<u>令第7条第13号に掲げる施設</u>	<u>上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの</u>		<u>Aに0.024を乗じて得た額</u>
		<u>その他のもの</u>		<u>Aに0.034を乗じて得た額</u>
	備考 1 ～ 6 略 <u>7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</u> 8 及び 9 略			